東京ガスグループの皆様へ

令和2(2020)年度 在籍者用

T-Guard ティーガード 団体総合生活保険のご案内

※T-Guardは、東京ガスグループの団体総合生活保険のペットネームです。

・自転車走行中のケガ
・自転車走行中の賠償リスク
も補償対象です

申込締切	令和1年12月20日(金)
保険期間	令和2年4月1日午後4時から令和3年4月1日午後4時まで
加入対象者	東京ガス(株)および系列会社の社員(役員・従業員)およびそのご家族 (配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟の方等)
申込方法	同封の加入依頼書に必要事項をご記入の上、ご提出ください。
保険料払込方法	毎月給与天引(令和2年6月より)

今回更新いただく内容等に一部改定があります。補償内容等の主な改定点は、P3「ご加入内容に関する大切なお知らせ」のとおりとなりますのでご確認ください。

■ 中途加入の補償期間は申込日の翌月1日午後4時から令和3年4月1日午後4時までとなります。
■ このパンフレットは重要事項が記載されておりますので、契約終了まで大切に保管してください。

お問い合わせ 東京ガスリース(株) 保険部 TEL.03-5322-7114

※音声ガイダンスの後、「1」を押してください。更新担当へ繋がります。
なお、ダイヤル回線のお客様は、＊を押してから「1」を押してください。

【お知らせ】
平成28年5月29日より施行された保険業法の改正により、保険契約に至る募集プロセスの各段階におきまして、きめ細やかなサービス提供が保険代理店に義務付けられました。弊社では、この法律の趣旨に則り、お客さまのご要望やご意向を正確に把握するために、今後、お客さまと弊社募集スタッフとの電話による会話を録音させていただきますので、何卒ご理解とご協力いただきますようお願い申し上げます。

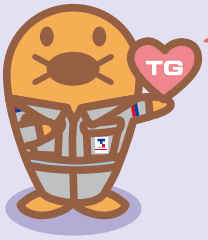

制度を知っている方、利用している方だけ 得 をする!

福利厚生制度の保険を賢く利用して保険料を節約!
保険は会社で加入するのがおトク♪

東京ガスグループならでは! 充実した福

保険選択のポイント・時期	こんなことがあったら	どんな保険を選ぶ?	いつ保険に入ればいいの? 補償の期間中
ご連絡先 東京ガスリース	病気やケガで会社を長期に休業する場合の所得減に備えたい(GLTD) ※所属会社により加入できない場合もあります	東京ガスリースの団体扱保険	半年以上も続けて休業する場合もあるから、【長期所得補償制度(GLTD)】に
	家を購入することになった		家の購入と
	車を購入することになった		自動車の購入とともに自賠責保険だけではなく、【自動車保険(任意保険)】に加入
	自身・親・家族の介護に備えたい(介護補償)	T-Guard ※傷害補償・ゴルフのホールインワン補償はご退職後も継続可能	
	病気での入院や手術などに備えたい(医療補償)		医療補償 個人コース / 家族コース
	病気やケガで会社を休んだ場合の所得減に備えたい(所得補償)		所得補償 Bコース
	ゴルフをすることになったので賠償事故に備えたい(ゴルファー補償)		ゴルファー補償 ホールインワン補償30万円
	日常生活のケガや、賠償事故に備えたい(傷害補償) ※地震・噴火等による傷害まで補償拡大!		ケガや賠償補償 個人コース / 家族コース
東京ガス星光会	一生涯を通じて、入院や手術等に備えたい	医療保険	一生涯型の医療保険も1つ準備しておく
	一生涯を通じて、がんの入院や手術等に備えたい	がん保険	一生涯型のがん保険も準備しておく
所属会社	死亡や高度障害の保障を準備したい	死亡保険	所属会社のグループ死亡保障(働き盛りは保障額を増額)で保険料を節約する

※この表は東京ガスグループの福利厚生制度の概要について記載しています。詳細は、各ご連絡先・パンフレット等でご確認ください。

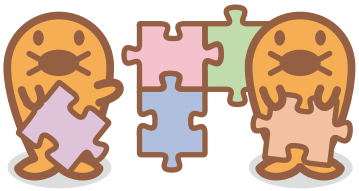

《まもらっこの保険教室♪》

家族構成の変化に伴って、人生には「**補償を厚くしたほうがよい時期**」と「**比較的薄くても構わない時期**」があります。必ずしも生涯を通じて同額の補償を準備する必要はなく、時期によって必要な補償を追加したり外したりと、保険を組み立てるという方法があります。

T-Guardは1年更新型なので補償内容・補償額を毎年見直すことができ、**パズルのようにくっつけたり、外したり・・・と、保険料の無駄を省く**ことができますね。

利厚生制度の保険

でも家族が増えたり、家族が独立したら補償を見直そう

加入して備える

※所属会社により加入できない場合もあります。

ともに【火災保険】に加入する

ご在職中にご加入いただくと退職後も
団体扱割引が適用されます

する

介護補償 S200
（社員両親および本人等）

個人コース ★

Cコース

ホールインワン補償50万円

ご退職後は OB団体専用のT−Guardへ
引き続きご加入いただけます

※18ページQ&Aをご参照ください

個人コース

★

★

家族が減った分だけ
保障額をダウン

ボクは
「まもらっこ」
保険で皆さんを
まもります♥

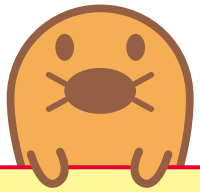

**日常生活における「ケガ補償や賠償責任」がセットされたT-Guardは毎年プランが見直せるから、家族が増えたらコースを変更することも簡単。
家族構成に合った補償を考えよう。**

T−Guardの
加入プランの例を
知りたい方は**次のページへ**

★
働きざかりは、星光会取扱いのAFLACのがんや医療補償、東京ガスリース取扱いのT-Guardを上手に組み立てて補償を厚くしよう

必ずお読みください

ご加入内容に関する大切な

令和2年4月より商品改定に伴い、「団体総合生活保険 T-Guard」の保険料が一部変更となっております。
ご加入する際には、本パンフレットおよび加入依頼書等を**必ずご一読いただきますようお願いいたします。**
ご不明な点や詳細等につきましては、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

変更の概要

傷害補償の保険料が改定されました。

◆直近の保険金のお支払状況等を踏まえた保険料率変更と個人賠償責任補償特約の補償拡大により保険料が改定されました。
◆改定に伴い、PA～FD（個人コース・家族コース）とPG・PG2（ゴルフ補償コース）の保険料が変更となっております。

主な補償のポイント

個人賠償責任補償特約の補償対象が拡大されています。

◆保険金のお支払対象に、以下の損害賠償責任を追加します。
①以下の管理財物を損壊（(a)と(b)のうち動産については、盗取された場合を含みます。）したことによって保険の対象となる方が負担する損害賠償責任
(a)他人から預かった物・レンタル品等の受託品
（日本国内で受託した財物に限ります。なお、携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は受託品に含みません。）
(b)ホテル等の宿泊が可能な施設および施設内の動産
(c)ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート
（運転しているカートで第三者や他人の財物に損害を与えた場合の第三者や他人の財物の所有者に対する賠償責任と、運転しているカートをぶつけた場合のカート自体の損害に対する賠償責任）
②誤って線路に立ち入る等して電車等を止めてしまった場合（電車等の財物損壊なし）に、鉄道会社から請求される振替輸送費用などの損害賠償責任
③別居の未婚の子等（保険の対象となる方）の居住の用に供される住宅の所有・使用・管理に起因する事故による損害賠償責任
◆「個人賠償責任補償特約」の改定に伴い、PA～FD（個人コース・家族コース）に含まれている「受託品賠償責任補償特約」の販売を中止します。
◆「個人賠償責任補償特約」に「受託品賠償責任補償特約」の補償が含まれますので、補償内容に変更はございません。

介護補償の更新可能な年齢が変更されています。

◆介護補償（S100～S300、K100～K300）の更新契約に加入可能な年齢を、
「満89歳以下」から「満84歳以下」に変更します。

おしらせ

現在　介護補償Kタイプにご加入中のみなさまへ

これまでご加入いただいておりました「**親介護補償保険金特約**」(**医療補償に付帯**)は、**平成29年度をもって販売中止**となりました。
平成30年度より新しく「介護補償」Sタイプ(公的介護保険連動型 要介護2)を販売しております。
新しい補償内容に変更ご希望の方は、**改めて加入依頼書のご提出が必要**となり、**併せて健康状態を告知**いただきます。
告知の内容によりSタイプへ変更いただくことができない場合もございます。その場合は今まで通りの補償Kタイプ(公的介護保険連動型 要介護3)を継続いただきます。

Sタイプ

新しい「介護補償」に切り替える
(公的介護保険連動型 要介護2)

→ 切り替える対象の方について健康状態を確認する(健康告知)

→ **告知該当なし!** → **加入依頼書の記入と書類の提出が必要**

※誰をどのタイプに変更するかご記入ください

→ **告知に該当する**

Kタイプ

いままでの補償を継続する
(公的介護保険連動型 要介護3)

→ **加入依頼書の提出はご不要**
今までと同じ補償(公的介護保険連動型 要介護3)**で自動更新されます**
※一時金のお支払は公的介護保険の要介護度が3と認定された場合のみ
※保険の対象となる方は「戸籍上の親」のみ

※保険料および詳細な内容についてはパンフレットP.13～14をご確認ください。

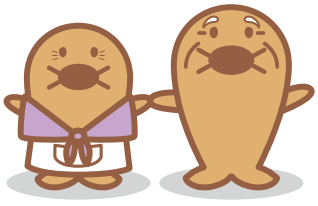

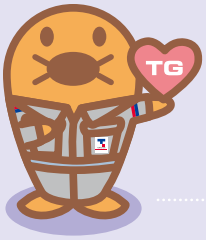

T-Guard はどんな

〈傷害補償〉(P7～) 個人コース・家族コース

加入対象者： 社員本人・配偶者・子・両親・兄弟姉妹・その他本人と同居の親族

介護補償は、傷害補償と医療補償とセットで加入ください

医療補償は、傷害補償とセットで加入ください

ご自身・家族のケガや事故、日常リスクに備える補償
(地震・噴火等によるケガや死亡まで補償拡大!)

①死亡・後遺障害 ②入院 ③手術 ④通院 ☑セットで安心 ☑ご家族ぐるみの補償も可能

- ゴルフ場で転倒し捻挫した
- 自動車事故で骨折し入院した
- 外出先で転倒し腕にケガを負った
- 家事をしていてやけどを負った

⑤個人賠償責任

☑法律上の賠償責任を負った場合に補償
☑示談交渉サービスを実施(国内のみ)
☑他人から借りたもの、預かったものを壊して賠償責任を負った場合に補償(日本国内で借りたもの預かったもののみ)

- 自転車で他人にケガを負わせた
- 風呂の水を溢れさせ階下の住人の財物に損害を与えた
- ゴルフプレー中に打ったボールが当たり他人にケガを負わせた
- 友人から借りた旅行用のトランクケースを壊して修理が必要になった

⑥携行品

☑外出先に持ち出した身の回り品を補償(ゴルフ用品の損害も補償対象)

- 旅行先に持ち出したカメラを落として修理が必要になった
- ゴルフ中にアイアンを折ってしまい修理した

国内外問わず補償

〈医療補償〉(P11～) 個人コース・家族コース

加入対象者： 社員本人・配偶者・子

突然の病気による入院や手術に備える補償

☑疾病入院保険金は日帰り入院～180日限度で補償 ☑疾病手術保険金は、何回でもお受け取り可
☑1年更新型(更新時に補償・タイプの見直しが可能) ☑医師の診査は不要

※傷害補償またはゴルファー補償いずれかとセットでご加入
※家族コースは「本人・配偶者・子」を全て対象とする場合のみ。「本人と子」や「配偶者と子」などで加入する場合は個人コースへ

〈介護補償〉(P13～)(公的介護保険連動型 要介護2)

加入対象者： 40歳以上の社員・配偶者等

突然介護が必要になった時、急な出費に備える補償

☑要介護2以上の認定(=公的介護保険制度に基づく認定を受けた状態)で一時金をお支払
☑医師の診断は不要 ☑3つのタイプから選択
☑40歳以上の社員本人・配偶者・子・両親(配偶者の両親含む)・兄弟・同居の親族も対象可

※介護補償加入時は、傷害補償および医療補償に加入している方が1名以上必要。
この要件を満たす場合、介護補償加入者は何名でも可。

〈所得補償〉(P15～) 本人のみ

加入対象者： 社員本人のみ

病気やケガで会社を休んだ場合の所得減に備える補償

☑仕事を休まれる原因がケガ・病気いずれも対象
☑入院だけでなく、自宅療養も補償 ☑有給休暇・欠勤に関わらずお支払
☑医師の診査は不要 ☑3つのタイプから選択

※入院、自宅療養を問わず補償。有給休暇であっても欠勤であっても就業不能が連続4日を超えた場合に補償開始。
ただし5日目以降から支払対象(4日免責)。

保険なの？

〈ゴルファー補償〉(P9～) 本人のみ

加入対象者：社員本人・配偶者・両親・兄弟姉妹・その他本人と同居の親族
ホールインワン・アルバトロス費用以外はゴルフプレー外も補償対象

ゴルフプレー中のケガ・ゴルフ用品の破損はもちろん、プレー外でのケガや事故、日常リスクに備える補償
さらにPG2では傷害補償と同様に地震・噴火等によるケガや死亡まで補償

国内外問わず補償
ゴルフプレー外も補償

①死亡・後遺障害 ②入院 ③手術 ④通院　☑セットで安心　☑ゴルフ中に限らず、さまざまなリスクに対応

- ゴルフ場で転倒し捻挫した
- 自動車事故で骨折し入院した
- 外出先で転倒し腕にケガを負った
- 家事をしていてやけどを負った

⑤個人賠償責任
☑法律上の賠償責任を負った場合に補償　☑示談交渉サービスを実施（国内のみ）
☑他人から借りたもの、預かったものを壊して賠償責任を負った場合に補償（日本国内で借りたもの預かったもののみ）

- 自転車で他人にケガを負わせた
- 風呂の水を溢れさせ階下の住人の財物に損害を与えた
- ゴルフプレー中に打ったボールが当たり他人にケガを負わせた
- 友人から借りた旅行用のトランクケースを壊して修理が必要になった

⑥携行品　☑ゴルフ用品の損害を補償（外出先に持ち出した身の回り品も補償対象）

- 旅行先に持ち出したカメラを落として修理が必要になった
- ゴルフ中にアイアンを折ってしまい修理した

⑦ホールインワン・アルバトロス費用　☑傷害補償にホールインワン・アルバトロス費用をセット

- ゴルフ中にめでたくホールインワンを達成して、パーティを開催した!

日本国内のみ

どれに加入したらいいの？(加入例)

	傷害補償	医療補償	介護補償	所得補償	合計保険料
●Aさん ・23歳 ・独身 ・男性	個人コース PA 880円	個人コース PM2 360円			月々 1,240円
●Bさん ・30歳 ・独身 ・女性	傷害ゴルファー補償コース（天災危険補償特約あり）ホールインワン・アルバトロス費用30 PG2+H30 740円	個人コース PM1 820円	両親（60歳・65歳） S200 990円	C 1,400円	月々 3,950円
●Cさん ・44歳 ・既婚 ・男性 ・妻40歳 ・子3歳	家族コース FA 2,640円	家族コース FM1 3,170円	（旧タイプ）母（71歳） K200 990円	本人（本人44歳）妻（本人40歳） S100 20円	月々 6,820円
●Dさん ・55歳 ・既婚 ・男性 ・妻50歳	傷害補償コース ホールインワン・アルバトロス費用50 PA+H50 1,160円	個人コース 本人（55歳） PM1 2,580円	妻（50歳） S100 30円	妻の両親（79歳・81歳） S200 10,980円	月々 14,750円

グループ社員のためのベーシックプランです

傷害補償

約44%割引
（団体割引25%・損害率による割引25%）
天災危険補償保険料には損害率による割引の適用はされません

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合等についてはこのパンフレットの19～21ページをご確認ください。

特　長

- **T-Guardの傷害補償ならセットで安心**です。
  T-Guardの傷害補償は、おケガの補償だけではなく、日常生活に伴うリスクへの補償も付帯されています。
  ご家族を含め、国内外の事故が補償され、さまざまなリスクに対応可能です。（家族コースの場合）
- **ご家族ぐるみの補償**ができます。ご本人だけでなくご家族全員のケガもサポートします。（家族コースの場合）

1 死亡・後遺障害　2 入院　3 手術　4 通院

- **国内外を問わず**日常生活やスポーツ・レジャー等で起こる**さまざまなケガ**に対応します。

ジョギング中のケガ　ゴルフ中のケガ　旅行中のケガ　庭作業中のケガ
階段から落ちてケガ　地震・噴火等によるケガ　自転車走行中のケガ　など

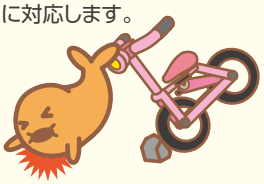

- **国内外を問わず**特定感染症*を発病したときに、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。
  *特定感染症の定義については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

※ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗など、特に危険な運動中のケガは、補償の対象になりません。
※ご家族の方でその職業が「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」の方を被保険者（保険の対象となる方）（個人コース）、あるいは被保険者本人（家族コース）とする場合には、ご加入できません。
※疾病が原因のケガは、補償の対象にはなりません。

- **地震・噴火**または**これらにより起こる津波や火災、倒壊**による**死亡やケガまで補償が拡大！（天災危険補償特約）**

地震

津波

噴火

上記①～④について
プラス
天災危険補償特約セット
地震・噴火等による補償をすべてのタイプにセットしています！

※ここ近年多発する大規模地震災害をうけて、一般的な傷害補償ではカバーされない「地震・噴火等による死亡・ケガ」について個人コース・家族コースとも補償対象としました！

5 個人賠償責任

※ご加入のコースを問わず、ご本人、配偶者、ご本人またはその配偶者の同居の親族と別居の未婚の子が補償の対象となります。

- **国内外を問わず**、他人にケガをさせたり、他人の物を壊すなど、**法律上の賠償責任を負った場合**に補償します。

自転車で走行中、歩行者に追突他人にケガをさせてしまった
打ったゴルフボールが、相手に当たりケガをおわせてしまった
買い物に行って、商品をこわしてしまった
お子様が他人にケガをさせてしまった
飼い犬が他人に噛みつきケガをさせてしまった
友人に借りたカメラを落として壊した
など

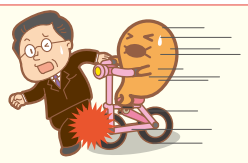

※同じスポーツをしている者同士の事故、自然災害を起因とする事故など、法律上の賠償責任が発生しないケースがあります。また自転車事故の場合、過失相殺が適用される場合もあります。
※セグウェイ利用時に他人にケガをさせたり、他人の物を壊した場合は保険金をお支払いできません。（車両に起因する事故のため）

- 国内の損害賠償事故に限り**示談交渉サービスを実施**いたします。※訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。
- T-Guardなら**国内無制限**の補償で安心です！ 加害者となった時には「賠償金」「弁護士報酬」「訴訟費用」など・・・様々な費用が発生します！
- 国内で他人から借りたもの、預かったものを国内外で損壊、または盗まれたことにより、法律上の賠償責任を負った場合に補償します。

6 携行品　（免責金額 5,000円）

国内外を問わず、外出先での携行品の損壊・盗難事故等偶然な事故による損害を補償します。

旅行中バッグを奪われた　など

※免責金額とは「自己負担額」のことをさします。
※携帯電話、眼鏡等は、補償の対象になりません。（P20）

保険金額・保険料表　保険料に変更があります

■ 天災危険補償特約あり

	タイプ	PA	PB	PC	PD
個人コース 補償額	死亡・後遺障害（天災危険補償特約）	250万円	500万円	750万円	1,000万円
	入院日額（天災危険補償特約）	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円
	手術（天災危険補償特約）	入院保険金日額の5倍（入院中以外の手術）または10倍（入院中の手術）*1			
	通院日額（天災危険補償特約）	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円
	個人賠償責任*2（免責金額なし）	国内：無制限 国外：1億円	国内：無制限 国外：1億円	国内：無制限 国外：1億円	国内：無制限 国外：1億円
	携行品（免責金額5,000円）	30万円	30万円	30万円	30万円
	月額保険料（単位：円）	880	1,560	2,240	2,920

■ 天災危険補償特約あり

	タイプ	FA	FB	FC	FD
家族コース 補償額（本人・配偶者・親族共通）	死亡・後遺障害（天災危険補償特約）	250万円	500万円	750万円	1,000万円
	入院日額（天災危険補償特約）	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円
	手術（天災危険補償特約）	入院保険金日額の5倍（入院中以外の手術）または10倍（入院中の手術）*1			
	通院日額（天災危険補償特約）	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円
	個人賠償責任*2（免責金額なし）	国内：無制限 国外：1億円	国内：無制限 国外：1億円	国内：無制限 国外：1億円	国内：無制限 国外：1億円
	携行品（免責金額5,000円）	30万円	30万円	30万円	30万円
	月額保険料（単位：円）	2,640	5,030	7,430	9,830

*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
*2 昨年度まで販売していた「受託品*3賠償責任補償特約」は、今年度より「個人賠償責任補償特約」に含まれています。
*3 日本国内で受託した財物に限ります。なお、携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、メガネ、1個または1組で100万円を超える物等は受託品に含みません。

ご加入上のご注意点

※天災危険補償特約がご不要の場合、次ページのゴルファー補償PG+ホールインワンタイプへ変更いただくと、日常生活におけるケガ補償、個人賠償責任補償、携行品補償がカバーされます。ただし補償金額は上記コースよりもダウンいたしますので、ご注意ください。
※傷害補償個人コースPGおよびPG2タイプは必ずゴルファー補償（ホールインワン・アルバトロス費用補償）のH30またはH50のどちらかのタイプとセットでお申し込みください。ゴルファー補償 9〜10ページ
※医療補償は、必ず傷害補償とセットでご加入ください。医療補償 11〜12ページ
※2人以上でお申し込みの場合は、コースによって個人コースを選択すると合計保険料が安くなる場合があります。
※保険料は被保険者（保険の対象となる方）ご本人の職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別A（事務従事者、営業従事者等、職種級別B以外）の方を対象としたものです。
それ以外の職種の方は、ご加入できません。

保険金受取例

Eさん　男性37歳　個人コース　PC　月額保険料2,240円

たとえばこんな時!! スポーツ大会でアキレス腱を断裂して手術を受けた場合

入院あり：アキレス腱断裂 ▶ 入院3日間 ▶ 手術 ▶ 通院20日

入院（3日間）して手術を受けたら‥ +通院日数20日

保険金総額
①入院保険金 6,000円× 3日 ： 18,000円
②手術保険金 6,000円×10倍 ： 60,000円
③通院保険金 4,500円× 20日 ： 90,000円

①18,000+②60,000+③90,000=
168,000円

※上記は当社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

ご病気は対象となりません。ただし、特定感染症を発病された場合、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金をお支払いいたします。（死亡保険金・手術保険金はお支払いの対象となりません。）
ご病気の補償をご希望の場合は、医療補償もセットでお申し込みください。医療補償 11〜12ページ

被保険者（保険の対象となる方）の範囲について

被保険者（保険の対象となる方）は次のとおりとなりますので、ご確認のうえご加入くださいますようお願いいたします。
◆ 加入対象者（加入依頼書の被保険者欄にご記入いただく方）‥‥パンフレットの裏表紙をご確認ください。
◆ 補償対象者（コースにより保険の対象となる方が異なります）

	保険種類	ご加入者本人※1	配偶者※2	その他のご親族※3
個人コース	傷害	○	—	—
	個人賠償責任※4	○	○	○
	携行品	○	—	—

	保険種類	ご加入者本人※1	配偶者※2	その他のご親族※3
家族コース	傷害	○	○	○
	個人賠償責任※4	○	○	○
	携行品	○	○	○

※1 ご加入者本人とは上記「加入対象者」の中で実際にご加入いただいた保険の対象となる方（被保険者）ご本人をいいます。
※2 パンフレットP.33「被保険者（保険の対象となる方）の範囲」の※3をご参照ください。
※3 ご本人または配偶者の同居のご親族および別居の未婚のお子さまをいいます。ご親族とは6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。
※4 賠償責任に関する補償において、ご加入者本人※1が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます。（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。
*保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

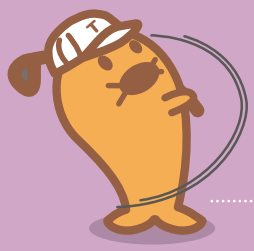

ゴルフを楽しみたい方におすすめ！

ゴルファー補償

約44%割引
（団体割引25%・損害率による割引25%）
天災危険補償保険料には損害率による割引の適用はされません

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合等についてはこのパンフレットの19～22ページをご確認ください。

特　長

- **ゴルフ**はもちろん、**国内外を問わず**日常生活やスポーツ・レジャー等で起こる**さまざまなケガに**対応します。
- **ゴルフ中に限らず、さまざまなリスクに対応**した補償を実現!

1 死亡・後遺障害　2 入院　3 手術　4 通院

- **国内外を問わず**日常生活やスポーツ・レジャー等で起こる**さまざまなケガ**に対応します。

ジョギング中のケガ　ゴルフ中のケガ　旅行中のケガ
庭作業中のケガ　階段から落ちてケガ　自転車走行中のケガ　など

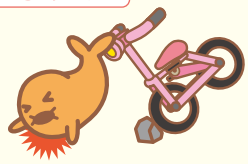

- **国内外を問わず**特定感染症*を発病したときに、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。

＊特定感染症の定義については、後記「補償の概要等」をご確認ください。
※ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗など、特に危険な運動中のケガは、補償の対象になりません。
※ご家族の方でその職業が「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」の方を被保険者（保険の対象となる方）（個人コース）、あるいは被保険者本人（家族コース）とする場合には、ご加入できません。
※疾病が原因のケガは、補償の対象にはなりません。

従来のゴルファー基本補償に天災危険補償特約を追加したタイプPG2もオススメです!

- **地震・噴火**または**これらにより起こる津波や火災、倒壊**による**死亡やケガまで補償が拡大!**（天災危険補償特約）

地震

津波

噴火

※ここ近年多発する大規模地震災害をうけて、一般的な傷害補償ではカバーされない「地震・噴火等による死亡・ケガ」についても補償対象としました!

上記①～④について
＋プラス
天災危険補償特約セット
地震・噴火等による補償までセットしたタイプ
ご希望の補償タイプをお選びください

5 個人賠償責任

※ご加入のコースを問わず、ご本人、配偶者、ご本人またはその配偶者の同居の親族と別居の未婚の子が補償の対象となります。

- **国内外を問わず**、他人にケガをさせたり、他人の物を壊すなど、**法律上の賠償責任を負った場合**に補償します。

自転車で走行中、歩行者に追突他人にケガをさせてしまった
打ったゴルフボールが、相手に当たりケガをおわせてしまった
買い物に行って、商品をこわしてしまった
お子様が他人にケガをさせてしまった
飼い犬が他人に噛みつきケガをさせてしまった
友人に借りたカメラを落として壊した
など

※同じスポーツをしている者同士の事故、自然災害を起因とする事故など、法律上の賠償責任が発生しないケースがあります。また自転車事故の場合、過失相殺が適用される場合もあります。
※セグウェイ利用時に他人にケガをさせたり、他人の物を壊した場合は保険金をお支払いできません。（車両に起因する事故のため）

- 国内の損害賠償事故に限り**示談交渉サービスを実施**いたします。※訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。
- T−Guardなら**国内無制限**の補償で安心です！加害者となった時には「賠償金」「弁護士報酬」「訴訟費用」など・・・様々な費用が発生します!
- 国内で他人から借りたもの、預かったものを国内外で損壊、または盗まれたことにより、法律上の賠償責任を負った場合に補償します。

6 携行品　（免責金額 5,000円）

国内外を問わず、外出先での携行品の損壊・盗難事故等偶然な事故による損害を補償します。

旅行中バッグを奪われた　など

※免責金額とは「自己負担額」のことをさします。
※携帯電話、眼鏡等は、補償の対象になりません。（P20）

7 ホールインワン・アルバトロス費用

国内でホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合、達成のお祝いとして実際にかかった費用等を保険金としてお支払いします。

ゴルフ中にホールインワンを達成して、パーティを開催した　など

保険金額・保険料表　　保険料に変更があります

従来のゴルファー補償（基本補償PG）に加えて天災危険補償特約をセットしたタイプ（基本補償PG2）があります。
いずれかの基本補償とホールインワン・アルバトロス費用30万円または50万円のいずれかをお選びください。

	タイプ	天災危険補償特約なし 基本補償PG	天災危険補償特約あり 基本補償PG2 オススメ!
補償額	死亡・後遺障害	100万円	100万円
	入院日額	1,000円	1,000円
	手術	入院保険金日額の5倍（入院中以外の手術）または10倍（入院中の手術）*1	入院保険金日額の5倍（入院中以外の手術）または10倍（入院中の手術）*1
	通院日額	1,000円	1,000円
	個人賠償責任*2	国内：無制限　国外：1億円	国内：無制限　国外：1億円
	携行品（免責金額5,000円）	30万円	30万円
月額保険料（単位：円）		520	570
ホールインワン・アルバトロス費用30万円（H30）170円をセットした月額保険料（単位：円）		PG+H30　690（520+170）	PG2+H30　740（570+170）
ホールインワン・アルバトロス費用50万円（H50）280円をセットした月額保険料（単位：円）		PG+H50　800（520+280）	PG2+H50　850（570+280）

*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
*2 今年度より「個人賠償責任」の補償範囲が広がりました。詳細はパンフレットの3ページをご確認ください。

⚠ご加入上のご注意点

※傷害補償個人コースまたは家族コースにご加入の方で、天災危険補償特約がご不要の場合、上記ゴルファー補償PG+ホールインワンタイプへ変更いただくと、日常生活におけるケガ補償、個人賠償責任補償、携行品補償までカバーされます。また補償金額は7～8ページの傷害補償コースよりもダウンいたしますので、ご注意ください。
※ホールインワン・アルバトロス費用（H30、H50）のみでご加入いただくことはできません。
※基本補償（PGタイプまたはPG2タイプ）のみでご加入いただくことはできません。必ずホールインワン・アルバトロス費用H30またはH50のいずれかとセットでお申込みください。
※ホールインワン・アルバトロス費用は7～8ページの傷害補償個人コースまたは家族コースにもセットできます。ただし、家族コースで加入いただいた場合でも保険の対象となる方は主たる被保険者となります。（下表をご参照ください）
※保険料は、補償の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別A（事務従事者、営業従事者、学生、家事従事者、職種級別B以外）の方を対象としたものです。それ以外の職種の方はご加入できません。

加入対象者、被保険者（保険の対象となる方）の範囲については下記やこのパンフレットの33ページをご確認ください。

⚠ホールインワン・アルバトロスについて

ホールインワン・アルバトロス費用補償のみにご加入いただくことはできません。
傷害補償をさらに充実されたい方は傷害補償の個人コースPA～PDとホールインワン・アルバトロス費用の補償の組み合わせでご加入いただくことも可能です。（PA～PDタイプの補償の詳細はP8をご参照ください。）

保険金請求時には所定の証明書に①同伴競技者　②同伴競技者以外の第三者　③ゴルフ場の支配人、責任者等全ての方の署名または記名捺印が必要です。
原則として**セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象になりません。**セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、下表に記載されたいずれかの方の目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。
ただし、上記3点の証明書類が揃わない場合は、直接保険会社へお問い合わせください。

同伴競技者以外の第三者に該当する方	・同伴キャディ　・ゴルフ場使用人　・公式競技参加者　・公式競技の競技委員　・ゴルフ場に出入りされる造園業者、工事業者等　・ゴルフ場内の売店運営業者　・ワン・オン・イベント業者　・先行・後続のパーティプレイヤー　等

被保険者（保険の対象となる方）の範囲について

被保険者（保険の対象となる方）は次のとおりとなりますので、ご確認のうえご加入くださいますようお願いいたします。

◆ 加入対象者（加入依頼書の被保険者欄にご記入いただく方）・・・パンフレットの裏表紙をご確認ください。
◆ 補償対象者

	保険種類	ご加入者本人※1	配偶者※2	その他のご親族※3
基本補償	傷害	○	—	—
	個人賠償責任※4	○	○	○
	携行品	○	—	—
	ホールインワン・アルバトロス費用※4	○	—	—

※1 ご加入者本人とは上記「加入対象者」の中で実際にご加入いただいた保険の対象となる方（被保険者）ご本人をいいます。
※2 パンフレットP.33「被保険者（保険の対象となる方）の範囲」の※3をご参照ください。
※3 ご本人または配偶者の同居のご親族および別居の未婚のお子さまをいいます。ご親族とは6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。
※4 賠償責任に関する補償において、ご加入者本人※1が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます。（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。
*保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

ベーシックプランにさらに上乗せ！

医療補償

約44%割引
（団体割引25%・損害率による割引25%）

（退職者団体へ移行される場合は補償は継続できません。）
医療補償は、必ず傷害補償とセットでご加入ください。 傷害補償 7～8ページ

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合等についてはこのパンフレットの23ページをご確認ください。

特　長

入院

疾病で
入院する場合。
（1回の入院支払い限度日数180日）

（1日あたり）
- デラックス　10,000円
- ベーシック　5,000円

手術・放射線治療

疾病で
手術をしたとき、
疾病・傷害で
放射線治療を
受ける場合。

重大手術*1		入院日額×40
上記以外の手術*2	入院中	入院日額×10
	入院中以外	入院日額×5
放射線治療*3		入院日額×10

*1 対象となる重大手術については、パンフレットの23ページをご確認ください。
*2 傷の処置、切開術（皮膚・鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術があります。
*3 血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払いを限度とします。

●疾病入院保険金は **日帰り入院** から、
180日（1入院）限度で補償 します。

入院1日目から補償します！

●疾病手術保険金は保険期間中、**何回でもお受取り** になれます。
（手術の種類によっては回数の制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。）
手術1回につき 外来手術は入院保険金日額の**5**倍・入院中の手術は**10**倍・重大手術*1は**40**倍

●日額**10,000円**（PM1・FM1）・**5,000円**（PM2・FM2）
4タイプ から選べます。

手術するたびに補償！*4

*4 手術の種類によっては回数に制限があったりお支払いの対象とならない場合があります。

●ご加入の際、**医師の診査は不要** です！
加入依頼書等に健康状態を正しくご記入ください。
告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、東京海上日動の提示するお引き受け条件によってご加入いただくことがあります。

● **1年更新型** 更新時に補償・タイプの見直しができます。
※健康状態告知の内容によって補償をアップできない場合があります。

⚠医療補償は必ず傷害補償とセットでお申し込みください

●「医療補償」は以下の組み合わせでご加入できます
傷害補償　個人コース ＋ 医療補償　個人コース
傷害補償　家族コース ＋ 医療補償　家族コースまたは個人コース

※医療補償は傷害補償のいずれかのコースと一緒に加入する必要があります。
※家族コースは「社員本人・配偶者・子」をすべて対象とする場合のみ加入いただけます。「社員本人と子」「配偶者と子」で加入する場合はそれぞれ個人コースを選択ください。

加入の仕方例　★傷害補償個人コースはゴルファー補償コースでも可

被保険者	加入できるコース	
	傷害	医療
社員本人・配偶者・子	「家族コース」	「家族コース」
社員本人・配偶者のみ	「個人コース」 社員本人・配偶者それぞれ個人に1名ずつ加入	「個人コース」
社員本人と子	「家族コース」または「個人コース」 個人コースそれぞれ加入でも家族コースでも可 （加入人数によって、個人コース加入のほうが安くなる場合もあります）	「個人コース」
配偶者と子		

保険金額・保険料表

タイプ	個人コース		家族コース	
	デラックス PM1	ベーシック PM2	デラックス FM1	ベーシック FM2
疾病入院保険金日額	10,000円	5,000円	10,000円	5,000円
疾病手術保険金額	手術1回につき 外来手術は入院保険金日額の5倍・入院中の手術は10倍・重大手術は40倍			
放射線治療保険金額	入院保険金日額の10倍			
被保険者本人年齢	月払保険料(単位:円)			
5～9歳	460	230	—	—
10～14歳	410	210	—	—
15～19歳	500	250	—	—
20～24歳	730	360	2,570	1,280
25～29歳	780	390	2,670	1,340
30～34歳	820	410	2,750	1,380
35～39歳	890	450	2,890	1,460
40～44歳	1,030	520	3,170	1,600
45～49歳	1,390	690	3,890	1,940
50～54歳	1,830	910	4,770	2,380
55～59歳	2,580	1,290	6,270	3,140
60～64歳(更新のみ)	3,760	1,880	8,630	4,320

※2人でご加入の場合(ご夫婦／本人＋お子様)それぞれの方を被保険者本人として個人コースにお申し込みください。
※家族コースの被保険者本人となれる方は、東京ガス(株)および系列会社の役員・従業員本人に限ります。
※ご加入時の配偶者の年齢が被保険者本人＋5歳を超えている場合、家族コースには加入できません。別途配偶者を被保険者本人として個人コースにご加入ください。
※保険料は、被保険者(家族コースの場合はご本人)のご契約年齢(保険期間の開始時(令和2年4月1日)における満年齢)によって異なります。
※家族コースの保険金額は、ご本人、配偶者、お子様ともに同額となります。

保険金受取例

E さん | 男性45歳 | 家族コース FM1 | 月額保険料3,890円

たとえばこんな時!!大腸ポリープ手術(大腸ポリープ切除術)を受けた場合

入院なし

大腸ポリープ発症 ▶ 手術　外来(入院なし)で手術を受けたら

保険金総額　①手術保険金 10,000円× 5倍 ： 50,000円　**50,000円**

入院あり

大腸ポリープ発症 ▶ 入院3日間 ▶ 手術　入院(3日間)して手術を受けたら

保険金総額　①入院保険金 10,000円× 3日 ： 30,000円
②手術保険金 10,000円×10倍 ： 100,000円
①30,000＋②100,000＝ **130,000円**

※上記は当社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

被保険者(保険の対象となる方)の範囲について

被保険者(保険の対象となる方)は次のとおりとなりますので、ご確認のうえご加入くださいますようお願いいたします。

◆ 加入対象者(加入依頼書の被保険者欄にご記入いただく方)・・・パンフレットの裏表紙をご確認ください。
◆ 補償対象者(コースにより保険の対象となる方が異なります)

個人コース	保険種類	ご加入者本人※1	配偶者※2	お子様
	疾病医療補償	○※5	—	—

家族コース	保険種類	ご加入者本人※1	配偶者※2	お子様
	疾病医療補償	○※5	○※3 ※5	○※4 ※5

※1 ご加入者本人とは上記「加入対象者」の中で実際にご加入いただいた保険の対象となる方(被保険者)ご本人をいいます。
※2 パンフレットP.33「被保険者(保険の対象となる方)の範囲」の※3をご参照ください。
※3 新規ご加入時年齢(保険期間開始時点の満年齢)が満60歳以下で、かつ「本人の年齢＋5」歳以下の方に限ります。死亡した場合や離婚等の理由によってご本人※1の配偶者でなくなった場合には、その事実が発生した時をもって保険の対象ではなくなります。
※4 本人のお子様で令和2年4月1日時点で満23歳未満の方。ご加入後、新たに出生されたお子様は自動的に被保険者の資格を得ます。なお、お子様については保険期間中に満23歳となった後、最初に到来する保険期間(ご契約期間)の末日をもって被保険者の資格を失います。満23歳を迎えたお子様については、翌年度の更新契約では、必要に応じて本人型へのご加入をご検討ください(本人型にご加入される場合には、改めて健康状態等の告知が必要です。)。また、あわせて23歳未満のお子様の人数に応じたご加入タイプの見直しをご検討ください。また、戸籍上の異動により、本人のお子様でなくなった場合は、その事実が発生した日をもって保険の対象ではなくなります。
※5 ご本人※1の年齢(令和2年4月1日時点の満年齢)が満64歳を超えた場合は、配偶者※2、お子様※4についても、その年齢(令和2年4月1日時点の満年齢)にかかわらず、更新のお取り扱いはできませんので、ご了承ください。

突然介護が必要な状態になってしまったら…

介護補償

約44%割引
（団体割引25%・損害率による割引25%）

（退職者団体へ移行される場合は補償は継続できません。）

介護補償は、必ず傷害補償および医療補償とセットでお申し込みください。 傷害補償 7～10ページ 医療補償 11～12ページ

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合等については、このパンフレットの24ページをご確認ください。

特　長

●保険の対象となられる方が **所定の要介護状態** になられた時に **一時金** をお支払いするシンプルな補償です。

●ご加入いただける年齢*は **40歳以上～84歳以下**、
その方の年齢*に応じた保険料です。
*ご契約年齢は、被保険者（保険の対象となる方）の保険期間開始時（令和2年4月1日）の満年齢をいいます。

●ご加入の際、**医師の診査はありません**
（加入依頼書の質問欄に加入者の健康状態を社員本人が代理で告知します。
必ず保険の対象となる方の健康状態をご確認の上、正しく告知ください。
健康状態によってはお引き受けできない場合もございます。）

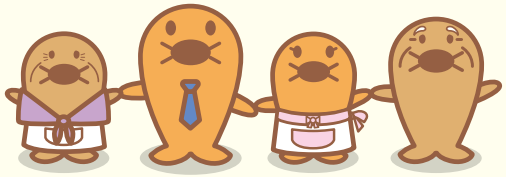

所定の要介護状態とは　公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態

【公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分について】
公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分		状態像（目安）
非該当（自立）		歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1	要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2	**要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。**
	3	**要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。**
	4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

被保険者（保険の対象となる方）

補償のタイプ	年齢	保険の対象となる方	その他要件
公的介護保険連動（要介護2）S100～S300	満40歳～満84歳以下※ ※令和2年4月1日時点	❶東京ガス株式会社および系列会社の社員（役員・従業員） ❷配偶者 ❸子 ❹両親（配偶者の両親含む） ❺兄弟 ❻左記❶と同居の親族	左被保険者のいずれか1名が「傷害補償および医療補償」コースにセットで加入していること

被保険者のお名前を加入依頼書に1名ずつ記入していただきます。上記対象者であれば何名でも被保険者とすることができます。
※既に公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けた方、認定の申請をしたことのある方は、お引き受けできません。

加入の仕方例　★傷害補償個人コースはゴルファー補償コースでも可

被保険者	介護	傷害 ＋ 医療
❶東京ガス株式会社および系列会社の社員（役員・従業員） ❷配偶者 ❸子 ❹両親（配偶者の両親含む） ❺兄弟 ❻左記❶と同居の親族	満40歳以上満84歳以下であれば、いずれのコースでも加入可	被保険者のうち1名が、医療補償コースいずれかに加入していること（ただし、傷害補償とセット加入） ※医療補償加入の仕方はP11をご覧ください

傷害補償と医療補償コースにどなたか1名が（社員本人・配偶者・子・両親・兄弟・本人と同居の親族のいずれでも可）加入していれば介護補償にご加入いただけます。介護補償に加入される人数に制限はありません。

※［『被保険者（保険の対象となる方）について』における用語解説］
（1）配偶者：パンフレットP.33「被保険者（保険の対象となる方）の範囲」の※3をご参照ください。
（2）親　族：6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます（配偶者は含みません。）。

補償タイプS
（公的介護保険連動型 要介護2）

新規ご加入の方、補償タイプアップの方が対象

所定の要介護状態
公的介護保険連動型 要介護2

タイプ	S100	S200	S300
保険金額	100万円	200万円	300万円

■補償タイプS（公的介護保険連動型 要介護2）

タイプ	S100	S200	S300
保険金額	100万円	200万円	300万円
年齢	月額保険料（単位：円）		
40～44歳	10	10	20
45～49歳	10	30	40
50～54歳	30	60	90
55～59歳	60	120	180
60～64歳	130	260	380
65～69歳	360	730	1,090
70～74歳	760	1,520	2,280
75～79歳	1,660	3,330	4,990
80～84歳	3,830	7,650	11,480

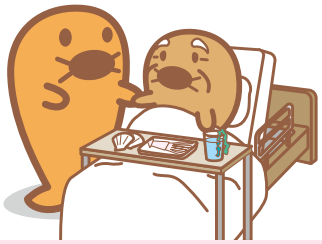

平成30年度より新しく「介護補償」を販売しています。
加入希望の方は、上記タイプから1人1つタイプを選択ください。
公的介護保険制度に基づく介護状態認定が「要介護2」となった場合に、保険金（一時金）をお支払いします！

⚠ ご加入上のご注意点

令和2年度より、介護補償の更新契約に可能な年齢を
「満89歳以下」から「満84歳以下」に変更いたしました。

※こちらのタイプは「両親」以外の方もご加入いただけます。P34の「保険の対象となる方」をご確認ください。
※介護補償に加入される場合、「傷害補償および医療補償」にセットで加入いただきます。ただし、介護補償加入者に限らず、どなたか1名のセット加入で構いません。
※介護補償に加入される人数に制限はありません。

補償タイプK
（公的介護保険連動型 要介護3）

旧親介護補償から更新のみの方、補償タイプアップのできない方が対象

これまでご加入いただいておりました**「親介護補償保険金特約」は平成29年度をもって販売中止**となりました。
新しい「介護補償」（上記補償タイプS）にご変更いただくか、既にご加入済みの補償を更新されるかご検討ください。タイプ変更をご希望の場合、加入依頼書をご提出いただきます。また、併せて健康状態の告知をいただきます。告知の内容により補償タイプSへ変更いただくことができない場合もございます。その場合はご加入中の補償タイプKにて継続となります。

所定の要介護状態
公的介護保険連動型 要介護3

タイプ	K100	K200	K300
保険金額	100万円	200万円	300万円

■補償タイプK（公的介護保険連動型 要介護3）

タイプ	K100	K200	K300
保険金額	100万円	200万円	300万円
親の年齢	月額保険料（単位：円）		
40～44歳	10	10	10
45～49歳	10	20	30
50～54歳	20	40	60
55～59歳	40	80	120
60～64歳	80	160	250
65～69歳	240	470	710
70～74歳	500	990	1,490
75～79歳	1,100	2,190	3,290
80～84歳	2,540	5,090	7,630

⚠ 更新上のご注意点

令和2年度より、介護補償の更新契約に可能な年齢を
「満89歳以下」から「満84歳以下」に変更いたしました。

今までご加入いただいております補償タイプ（公的介護保険連動型 要介護3）です。
※上記補償タイプSは要介護状態認定が要介護3から要介護2に緩和されておりますが、こちらの補償は要介護3のまま変更ありません。
※公的介護保険制度に基づく介護状態認定が「要介護3」となった場合に、保険金（一時金）をお支払いします。
※補償タイプSおよび補償タイプKとも保険金額（一時金）は同額です。
※新規加入はできません。更新のみとなります。
※介護補償に加入される場合、「傷害補償および医療補償」にセットで加入いただいておりますが、介護補償加入者に限らず、どなたか1名のご加入で構いません。
本人または配偶者が医療補償を続けることで最大4名（本人・配偶者の両親）の介護補償に加入いただけます。
※医療補償を1名だけ残し、一部医療補償脱退をご希望の場合は加入依頼書（変更）をご提出ください。

もし、あなたがケガや病気で働けなくなったら…
あなたの所得を補償します

所得補償

（退職者団体へ移行される場合は補償は終了となります。）

約44%割引
（団体割引25%・損害率による割引25%）

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合等についてはこのパンフレットの24ページをご確認ください。

特　長

●**日本国内・国外、業務中・日常生活を問わず**、ケガや病気で就業不能*1 となり、免責期間*2 4日間を超えた場合に、保険金をお支払いします。*3 *4

●支払限度期間*5 は **1年** です。**（有給休暇・欠勤に関わらず）**

●お仕事を休まれる原因が **ケガ・病気** の
いずれでも補償の対象となります。

●入院だけでなく **自宅療養**
（医師の治療を受けていることにより全く働けない場合）も補償されます。

●ご加入の際、**医師の診査はありません**
（加入依頼書の質問欄にあなたの健康状態を正しくご記入ください。
健康状態によってはご加入をお断りしたり、東京海上日動の提示するお引受け条件によってご加入いただくことがあります。）

●心因性、精神障害*6による休業は**補償の対象になりません。**

*1 就業不能とは　ケガまたは病気を被り、その治療のために入院（※）していること、または入院以外でそのケガもしくは病気について、医師等の治療を受けている（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している）ことにより、加入依頼書等記載の業務に終日従事できない状態をいいます。
ただし、死亡した後、あるいは病気またはケガが治ゆした後は、いかなる場合でも就業不能とはいいません。
※「入院」とは：医師等による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師等の管理下において治療に専念することをいいます。（骨髄採取手術に伴う入院の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院等に入り、常に医師等の管理下に置かれることをいいます。）

*2 免責期間とは　就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である期間のうち補償されない期間をいいます。

*3 所得補償保険金を請求される場合には、ご勤務先の会社にて就業不能状況記入書を発行していただく必要があります。

*4 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。

*5 支払限度期間とは　1就業不能に対して保険金をお支払いする限度期間をいいます（てん補期間）。

*6 精神障害とは　平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定された内容に準拠します。
〈お支払対象外となる精神障害の例〉
認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、人格障害、気分障害、知的障害　など
P24補償の概要等［所得補償］保険金をお支払いしない主な場合をご参照ください。

所得補償のみの
ご加入OK!!

更新時のご注意点

●増額は更新時のみとなります。（健康状態告知書に再度告知が必要です）
●更新前契約で健康状態告知書【A表】※に該当する事故があった場合、更新をお断りさせていただきます。
※詳細は、加入依頼書をご覧ください。

大好評 たくさんの方に「月額20万円補償」にご加入いただいております！

増額は更新時のみ。今がタイプ変更のチャンスです！ぜひこの機会にご検討ください

保険金額・保険料表

支払限度期間 1年　免責期間 4日　基本級別 1級

タイプ	A	B	C 大好評
月額保険金額	10万円	15万円	20万円
被保険者本人年齢	月額保険料（単位：円）		
15～19歳	350	530	700
20～24歳	510	770	1,020
25～29歳	570	860	1,140
30～34歳	700	1,050	1,400
35～39歳	860	1,290	1,720
40～44歳	1,060	1,590	2,120
45～49歳	1,250	1,880	2,500
50～54歳	1,450	2,180	2,900
55～59歳	1,550	2,330	3,100
60～64歳	1,610	2,420	3,220

保険料は被保険者ご本人のお仕事の内容や年齢によって異なります。上記保険料は基本級別1級（事務従事者、営業従事者等）の方を対象としたものです。その他の職種の方は取扱代理店にお問い合わせください。
※ご契約年齢は、被保険者（保険の対象となる方）の保険期間開始時（令和2年4月1日）の満年齢をいいます。
※保険金額は、平均月間所得額*1の範囲内で設定してください。
*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます。
*2 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

告知について

現在ご加入中のタイプから保険金額が高くなるタイプへの変更には再度健康状態の告知が必要となります。
例:Bタイプ（月額保険金額15万円）→Cタイプ（月額保険金額20万円）

保険金受取例

Aさん　男性38歳　タイプ C　月額保険料1,720円

たとえばこんな時!! 椎間板ヘルニアで入院し、2ヶ月22日間就業不能に!

椎間板ヘルニア発病 → 免責期間4日 → 入院 → 手術1回 → 自宅療養 → 職場復帰

就業不能2ヶ月22日

椎間板ヘルニアを発病し、そのまま入院。1回の手術。退院後も自宅療養を余儀なくされ、免責期間（4日間）経過後2ヶ月18日にわたり、就業不能状態になってしまいました。その間、この保険の補償で支えられました。
※1か月未満の就業不能期間については1か月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。

保険金総額

月額保険金 20万 × 2ヶ月 ＋ 20万 × 18日 / 30日 ＝ **520,000円**

※上記は当社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

被保険者（保険の対象となる方）の範囲について　被保険者（保険の対象となる方）は次のとおりとなりますので、ご確認のうえご加入くださいますようお願いいたします。

◆ 加入対象者（加入依頼書の被保険者欄にご記入いただく方）・・・パンフレットの裏表紙をご確認ください。
◆ 補償対象者

保険種類	ご加入者本人※1
所得補償	○

※1 ご加入者本人とは上記「加入対象者」の中で実際にご加入いただいた保険の対象となる方（被保険者）ご本人をいいます。

ご加入者向けサービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

自動セット 団体総合生活保険のすべての補償が対象となります。

ご利用はフリーダイヤルにお電話いただくだけ!様々なサービスがご利用いただけます!

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

■緊急医療相談
常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

■医療機関案内
夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

■予約制専門医相談
様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

■がん専用相談窓口
がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

■転院・患者移送手配*1
転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

●受付時間*2

24時間365日

0120-708-110

*1 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。 *2 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

デイリーサポート

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

■法律・税務相談
提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

ホームページアドレス
www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■社会保険に関する相談
公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■暮らしの情報提供
グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

●受付時間(いずれも土・日・祝日・年末年始を除く)

■暮らしの情報提供 午前10時～午後4時 ■税務相談 午後 2時～午後4時
■法律相談 ■社会保険に関する相談 午前10時～午後6時

0120-285-110

介護アシスト

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

■電話介護相談
ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

■各種サービス優待紹介*2
「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

■インターネット介護情報サービス
情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

ホームページアドレス
www.kaigonw.ne.jp

●受付時間(土日祝日・年末年始を除く)

■電話介護相談 ■各種サービス優待紹介 午前9時～午後5時

0120-428-834

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。
*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

ご注意ください(各サービス共通)

・ご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
*2 6親等以内の血族・3親等以内の姻族をいいます。

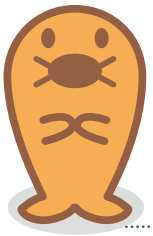

ここを教えて T-Guard

※毎年、保険証券番号は変わります。加入者証でご確認ください。

事故のご連絡・ご相談は
東京海上日動安心110番までご連絡ください。
0120-119-110
その他、ご不明な点は、
東京ガスリース(株)保険部までご連絡ください。
TEL.03-5322-7114
※音声ガイダンスの後、「1」または「※1」を押してください。

Q 保険料の支払方法は？

A T-Guard(団体保険)は、保険契約開始月(4月)の2ヶ月後の6月給料から、第1回目分が控除され翌年の5月で控除終了となります。

団体保険の給料控除のしくみ〈契約始期4月1日(1年契約)の場合〉

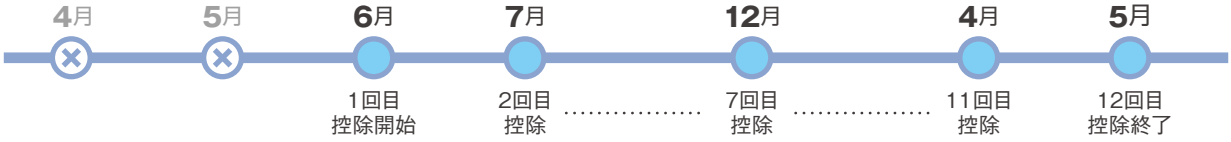

Q 中途加入はできますか？

A **中途加入は可能です。**
その場合申込日翌月1日付のご加入となります。お申込みはご加入前月の20日頃までにお申し出ください。

Q ケガをした場合、どこに連絡し、どのように保険金請求すればいいですか？

A **事故が起きた場合のご連絡先**
東京海上日動安心110番(事故受付センター)(受付時間:24時間365日) **0120-119-110** (30日以内にご連絡ください。)
その際、①いつ②どこで③だれが④どのようにケガをしたのか⑤どこの病院に行ったのかをおっしゃってください。
(ケガとは、急激・偶然かつ外来のものです。むちうち症・腰痛などで医学的他覚所見がないもの、テニス肘・腱鞘炎・靴擦れ等で急激性のないものはケガにはあたりません。)
その後**保険金請求書をご送付いたします。**ケガが治ってからご請求ください。入院の場合は、ケガをされた日から180日を、通院の場合はケガをされた日から180日以内の通院について90日を限度としてお支払いいたしますので、治療中であってもご請求ください。

Q 入院・手術をすればどんなものでも保険金は支払われますか？

A 偶然な事故によるケガや保険期間中に被った病気(医療補償加入の場合に限ります)による入院・手術に対して保険金をお支払しますが、どんなものでも支払われるわけではありません。
入院保険金については
「医師等の治療を必要とし病院・診療所での入院」が対象となっておりますので、人間ドック等の<検査入院>はお支払の対象となりません。
手術保険金については
「治療を目的として公的医療保険制度における医療診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術」が対象となります。
手術とは、健康保険等の手術料の対象となる手術のことをいい、処置料にあたるものはお支払の対象となりません。
また健康保険等の手術料の対象であっても、お支払の対象とならない一部の軽微な手術があります。

お支払の対象とならない主な手術の例としては、
●親知らずなどの抜歯手術
●切り傷、刺し傷などの縫合
●通常分娩

Q 子供が捻挫をしマッサージに通っているが、通院保険金は支払われますか？

A **支払われません。**お支払いの対象となる通院は、医師等による治療が必要な場合において病院または診療所にて医師等の治療を受けた通院をいいます。鍼・マッサージ・あんま・カイロプラクティック等の医療類似行為は医師等の治療に該当しないためお支払いの対象外となります。

Q 医療補償のみもしくは介護補償のみに加入できますか？

A **単独では、ご加入できません。**以下のセットでご加入ください。
医療補償へご加入される場合→傷害補償＋医療補償
介護補償へご加入される場合→社員本人・配偶者・子・両親・兄弟・本人と同居の親族のいずれか1名が[傷害補償+医療補償]+介護補償

Q 賃貸住宅に住んでいます。T-Guardの傷害補償に加入していれば、賃貸住宅の火災による大家さんへの損害賠償も対象になりますか？

A **T-Guard傷害補償の「個人賠償」では対象となりません。**別途火災保険に付帯する借家人賠償責任特約のご加入をご検討ください。

Q 定年退職・転籍時の手続きは？

A 定年退職・転籍後も引続き退職者団体にて**保険を更新することができます。**(医療補償、介護補償、所得補償は継続できません。)
ただし、保険料・補償内容等の変更が生じます。対象となる方は、弊社からお知らせいたします。
※ご退職の更新保険料支払方法は年一括払い口座振替に変更となります。

団体総合生活保険 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

【傷害補償】

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩、腱鞘炎のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約（国内外補償）	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に**死亡された場合** ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じたケガ*1 ・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等 *1 天災危険補償特約がセットされるタイプは、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対しても保険金をお支払します。
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に**後遺障害が生じた場合** ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に**入院された場合** ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	治療を目的として、**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合** お支払額：入院中 ― 入院保険金日額の10倍／入院中以外 ― 入院保険金日額の5倍 ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	（注） 約款の規定により手術保険金の支払対象外となる手術があります。 【約款の規定により支払対象外となる手術】 ●創傷処理、デブリードマン●皮膚切開術●骨・関節の非観血的整復術等●抜歯手術 （※公的医療保険制度の給付対象であるが支払対象外となる一部の軽微な手術） 公的医療保険制度の給付対象は「手術」に限られるためいわゆる「処置」となるものは支払対象外となります。
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に**通院（往診を含みます。）された場合** ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位*1の骨折等のためにギプス等*2を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 部位によってはギプス等を常時装着しても「通院した日数」に含まれない場合があります。 *2 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。	※通院日数の決め方 傷害保険では原則として「医師の治療を受ける」ことが条件となっていますが、ここでいう医師とは、医師法にいう医師をさします。（柔道整復師の施術は、脱臼、骨折、打撲、捻挫の場合に限り、「医師」の治療とみなします。また、鍼、灸、マッサージ師等による施術は、医師による監督下によるものを除いて保険金支払の対象となりません。）

<その他の主な特約とその概要>

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症危険補償特約（国内外補償）	特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合 ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院された場合（法律により「就業制限」された場合を含みます。） ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶傷害補償基本特約のうちの後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします（なお、お支払内容の詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。）。 特定感染症とは… 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症予防法）」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症をいいます。	・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって発病した特定感染症 ・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって発病した特定感染症 ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって発病した特定感染症（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（更新の場合を除きます。） 等

【財産に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約（国内外補償）	国内外での、**保険の対象となる方が所有する、一時的に持ち出された家財や携行中の家財に損害が生じた場合** ▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額*1を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。 ◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害 ・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内（敷地を含みません。）で生じた事故による損害 等 *1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約（国内外補償）	国内外において**以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合** ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物（受託品）*2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 等	・ご契約者または保険の対象となる方等の**故意**によって生じた損害 ・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、**車両***3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電気的事故または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等 *1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

【費用に関する補償】

ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてパー35以上の9ホールを正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、**下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合** ① 同伴競技者および同伴キャディ等*1の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等*1のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス） ② 記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス ▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 ※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいていても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。 *1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。 *2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。	・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ ・日本国外で達成したホールインワンまたはアルバトロス　等 「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります（例：保険金額が30万円と50万円の2件のご契約にご加入されても、50万円が通算の支払限度額となります。）。既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約または共済契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。

〈用語のご説明〉

ゴルフ場	日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、かつ、名目が何であるかにかかわらず、施設の利用について料金を徴収するものをいいます。
ゴルフ競技	ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し*、基準打数（パー）35以上の9ホールを正規にラウンドすることををいいます。ゴルフ競技にはケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを含みません。

*公式競技の場合は、他の競技者との同伴の有無を問いません。

〈ホールインワン・アルバトロスについてのご注意〉

●アマチュアの方だけを対象とするもので、プロ資格の保有者およびゴルフの競技または指導を職業としている方は本特約による保険金のお支払いの対象となりません。

●原則としてセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて上表の内①および*1に記載されたいずれかの方の目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。

●達成証明資料*1によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に証明できる場合には、同伴競技者および同伴競技者以外の第三者の方の目撃は不要です。
*1：達成証明資料とは、記録媒体に記録されたビデオ映像等をいいます。

●保険金のご請求には、弊社所定のホールインワン・アルバトロス証明書*2、各種費用の支払いを証明する領収書およびアテスト済のスコアカードの提出が必要となります。
*2：弊社所定のホールインワン・アルバトロス証明書には次の全ての方の署名または記名捺印が必要です。
①同伴競技者
②同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者
③ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者

※公式競技で達成されたホールインワンまたはアルバトロスについては、前記①または②のいずれかの方の署名もしくは記名捺印、および前記③の方の署名または記名捺印が必要です。
※達成証明資料によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に証明できる場合には、前記②の署名または記名捺印は不要です。この場合、達成証明資料の提出が必要となります。

●他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合には、次の算式によって算出した額をお支払いします。

支払限度額*3
－ 他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額
＝ お支払いする保険金の額*4

*3：それぞれの保険契約または共済契約のうち最も保険金額（ご契約金額）の高い保険契約または共済契約により、その契約において他の保険契約等がないものとした場合に支払われるべき保険金または共済金の額のことをいいます。
*4：他の保険契約等がないものとして算出した弊社の支払うべき保険金の額を限度とします。

●ホールインワンまたはアルバトロスを達成するごとに保険金額（ご契約金額）を限度として保険金をお支払いします。

東京海上日動安心110番（事故受付センター）

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
「東京海上日動安心110番」へ
“事故は119番－110番”

0120-119-110
（携帯・PHS OK）
受付時間：24時間365日

【医療補償】

病気やケガ等により、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。
保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>保険金をお支払いする主な場合</th><th>保険金をお支払いしない主な場合</th></tr>
<tr><td rowspan="3">医療補償基本特約</td><td>疾病入院保険金</td><td>病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始した場合
<table><tr><td>お支払額</td><td>疾病入院保険金日額×入院日数</td></tr></table>ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数（180日）*1を限度とします。
※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。
*1 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。</td><td rowspan="3">・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1
・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ
・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分）
・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ
・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ
・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ
・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ
・アルコール依存および薬物依存
・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3 等
*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。
*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象とします。
*3 告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。
（注）
約款の規定により疾病手術保険金の支払対象外となる手術があります。
【約款の規定により支払対象外となる手術】
●創傷処理、デブリードマン●切開術（皮膚、鼓膜）●骨・関節の非観血整復術等●抜歯手術●異物除去（外耳、鼻腔内）●鼻焼灼術（鼻粘膜、下甲介粘膜）●魚の目、タコ手術（鶏眼・胼胝切除術）
（※公的医療保険制度の給付対象であるが支払対象外となる一部の軽微な手術）。</td></tr>
<tr><td>疾病手術保険金</td><td>病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1*2を受けられた場合
<table><tr><td rowspan="3">お支払額</td><td>① 重大手術</td><td>疾病入院保険金日額の40倍</td></tr><tr><td>② ①以外の入院中の手術</td><td>疾病入院保険金日額の10倍</td></tr><tr><td>③ ①および②以外の手術</td><td>疾病入院保険金日額の5倍</td></tr></table>*1 医科診療報酬点数表の詳細については厚生労働省のホームページ（http://www.mhlw.go.jp/）をご参照ください。（注）
*2 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術（時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合等）があります。</td></tr>
<tr><td>放射線治療保険金</td><td>病気やケガの治療のため保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表*1により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*2*3を受けられた場合
▶疾病入院保険金日額の10倍をお支払いします。
*1 医科診療報酬点数表の詳細については厚生労働省のホームページ（http://www.mhlw.go.jp/）をご参照ください。
*2 お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。
*3 血液照射を除きます。</td></tr>
</table>

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます。（重大手術の支払倍率変更に関する特約が自動セットされています。）
①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓の全体または一部の移植手術

【介護補償】

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。
この補償については、死亡に対する補償はありません。
保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

［公的介護保険連動型（要介護3）］

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約	介護補償保険金	保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合 ▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。 ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。	・**地震・噴火**またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1 ・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた要介護状態 ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている間の事故により生じた要介護状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ・先天性疾患によって生じた要介護状態 ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3　等 *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払いの対象とします。 *3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

［公的介護保険連動型（要介護2）］

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約＋公的介護保険制度連動補償部分の要介護3以上から要介護2以上への補償拡大に関する特約	介護補償保険金	保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合 ▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。 ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。	［公的介護保険連動型（要介護3）］に同じ

【所得補償】

病気やケガによって所定の就業不能になった場合*1に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。
【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治ゆした後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。
*1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします。「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。
この補償については、死亡に対する補償はありません。
保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償基本特約	病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が免責期間*1を超えた場合 ▶保険金額（月額）に就業不能期間（月数）*2を乗じた額をお支払いします。ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。）。 *2 「てん補期間*4内の就業不能の日数」をいいます（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。）。お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。 *3 免責期間*1が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得*5の平均月額をいいます。 *4 同一の病気やケガによる就業不能*6（または骨髄採取手術による就業不能）に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間*1終了日の翌日からの期間）のことをいいます。原則として1年または2年となります。 *5 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 *6 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。	・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業不能（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能 ・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能 ・妊娠、出産、早産もしくは流産によって生じた病気やケガによる就業不能 ・妊娠または出産による就業不能 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能*1*2 ・就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能　等 *1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払いの対象とします。 *2 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している）ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態*1をいいます。
※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。
*1 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。

T-Guard

◆ 同一内容でご継続される場合は、加入依頼書のご提出は不要です。(自動更新と
◆ 内容を訂正される場合は、二重線で抹消し、変更後の内容をご記入ください。余白
◆ はじめて加入される場合は、「新規加入」を選択いただき、加入される方の情報・補
◆ 健康告知に関する質問事項は、加入依頼書Bにてご確認ください。
◆ ご提出の際には、加入依頼書C～Dを一緒にご提出ください。Fはお客様控えと

❸【続柄】

下記「コード一覧」から「続柄」の該当コード(2桁)をご記入ください。

コード一覧: 加入者・被保険者本人からみた続柄	
01	本人
02	配偶者
03	父母
04	子
05	兄弟姉妹
06	祖父母
07	孫
08	その他親族

続柄は社員本人から見たものをご選択ください。

❹【職業・職務】

下記「コード一覧」から「職業・職務」の該当コード(3桁)をご記入ください。
職業・職務欄によってご加入いただけない場合があります。詳細はC「加入依頼書」裏面をご参照ください。

コード一覧:職業・職務	
010	事務職
020	営業職
070	家事従事者
080	学生
090	無職者
990	その他

検針担当の方、事務および現場業務に従事する方は「020:営業職」を選択ください。

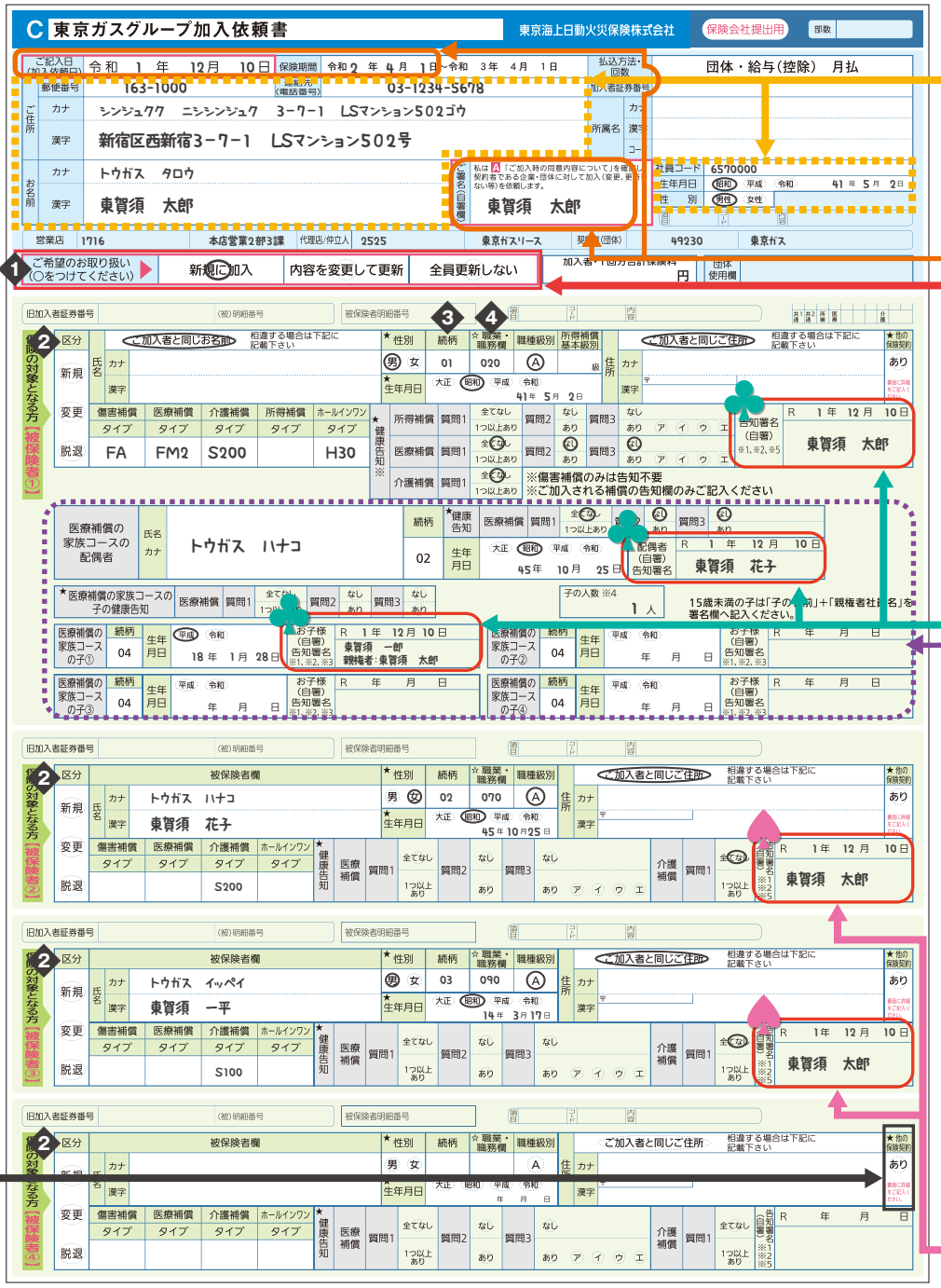

※ご加入される保険種類と同様の他の保険契約がある場合は、「他の保険契約あり」に○をつけ、加入依頼書裏面に保険内容を記入ください。

「だれが、どの保険会社に、どんな保険(傷害・医療・介護・所得補償)等にいつまで、どんな補償額で加入しているか」を記載ください。

【ご注意ください】※詳細はパンフレットの各補償ページでご確認ください

・ゴルファー補償(PG・PG2)のみ、ホールインワン・アルバトロス費用特約のみのご加入はで
・医療補償は傷害補償とセットでご加入ください。(医療補償単独の加入はできません)
・医療補償の家族コースにご加入いただく場合、「社員本人・配偶者・子」ご家族全員のセットを超える場合は裏面にご記入ください。
(更新の場合は、システムの関係上お子様の名前印字は2名までとなっております。何卒ご
・介護補償は傷害補償と医療補償にセットでご加入されている方が1名以上必要です。この場

加入依頼書　記入要領

なります）
に訂正のためのフルネーム署名をお願いします。
償タイプ・健康告知（医療補償・介護補償・所得補償）をご記入ください。

して保管ください。

STEP1

住所・氏名・団体名（会社名）・社員コード・生年月日等をご記入ください。（印字されている場合は誤りがないか確認ください）
相違がある場合は二重線で抹消し正しい内容を記入ください。

STEP2

●必ずご記入ください。（新規加入・変更・脱退ともに必要です）
・ご記入日　　・保険開始日　　**・フルネームでご署名（ご捺印不可となります）**

STEP3

ご希望のお取扱い欄を必ずご記入ください。記入要領は下記ア～オをご参照ください。

ア	イ	ウ	エ	オ
ご加入者が新たに加入される場合	ご契約（被保険者全員）を更新されない場合	ご加入者・被保険者の加入内容を変更される場合	新たに被保険者を追加される場合	被保険者明細を更新されない場合
「新規に加入」に○をつけてください ❶ 新規に加入 ／ 内容を変更して更新 ／ 全員更新しない	「全員更新しない」に○をつけてください ❶ 新規に加入 ／ 内容を変更して更新 ／ 全員更新しない	「内容を変更して更新」に○をつけてください ❶ 新規に加入 ／ 内容を変更して更新 ／ 全員更新しない ❷ 区分：新規 ／ 変更 ／ 脱退	各被保険者区分の「新規」に○をつけてください ❶ 新規に加入 ／ 内容を変更して更新 ／ 全員更新しない ❷ 区分：新規 ／ 変更 ／ 脱退	一部の方が脱退される場合は、該当される方の❷区分「脱退」に○を付けてください。 ❶ 新規に加入 ／ 内容を変更して更新 ／ 全員更新しない ❷ 区分：新規 ／ 変更 ／ 脱退

STEP4

STEP3でア・ウ・エをご選択の方は、ご希望の内容をご記入ください。

STEP3でア・エをご選択の方

●補償に加入されたい方の情報と補償プラン等をご記入ください。

医療補償・介護補償・所得補償にご加入される場合は、健康状態の告知および告知署名が必要です。
傷害補償（ゴルファー補償含む）のみにご加入の場合健康告知は不要です。

STEP3でウをご選択の方

●現在加入している内容（印字されているもの）を二重線で抹消し余白に変更後の内容を記入ください。
訂正の為のフルネーム署名も記載ください。
●「医療補償」「所得補償」「介護補償」について加入タイプを引き上げる場合は、健康告知を記入ください。

【訂正例】

傷害補償	ホールインワン
タイプ	タイプ
PB ~~PA~~	東日 太郎 H30

医療補償・所得補償ご加入時の健康告知署名は、補償の対象となる方ご本人様がフルネームでご記入ください。
ただし、15歳未満のお子様を対象とする場合は、親権者様が代ってご署名ください。
例.「東賀須　一（子の名前）　親権者　東賀須　太郎（親の名前）」
※医療家族コース加入の場合は、［　　］に配偶者・子の情報を記入

介護補償のみにご加入時の健康告知については、補償の対象となる方に代って社員がご署名いただけます。ただし社員と同居の場合のみ。
別居の場合は対象者本人がフルネームでご署名ください。（医療補償ご加入と同時に介護補償にもご加入される場合は、補償の対象となるご本人がご署名ください）

きません。セットでご加入ください。

加入となります。お子様は23歳未満（令和2年4月1日 時点）が対象となります。お子様が4名

了承願います。）
合、介護補償に加入される人数に制限はありません。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕
団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

◆マークのご説明　契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項　注意喚起情報 ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

Ⅰ ご加入前におけるご確認事項

1.商品の仕組み 契約概要

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2.基本となる補償および主な特約の概要等 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3.補償の重複に関するご注意 注意喚起情報

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約　●携行品特約　●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約　●医療費用補償特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4.保険金額等の設定 契約概要

この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。
所得補償、医療補償、介護補償においては、保険期間の中途でご加入者からの申出による保険金額の増額等はできません。

[所得補償]

所得補償基本特約の保険金額は、平均月間所得額*1以下（平均月間所得額の85%以下を目安）で設定してください（保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額*1を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。）。

*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、171,000円となります。）。
*2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5.保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6.保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1)保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2)保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3)保険料の一括払込みが必要な場合について 注意喚起情報

（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）
ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合　等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。
※所得補償、医療補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「Ⅱ-1 告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

7.満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

1.告知義務 注意喚起情報

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なることがあります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧] ★:告知事項　☆:告知事項かつ通知事項

項目名 ＼ 基本補償・特約	傷害補償	所得補償	医療補償	介護補償
生年月日	−	★	★	★
性　別	−	−	★	−
職業・職務*1	☆	☆	−	−
健康状態告知*2	−	★	★	★

※すべての補償について「他の保険契約等*3」を締結されている場合はその内容についても告知事項（★）となります。

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
*2 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
*3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

[所得補償・医療補償・介護補償の「告知」（健康状態告知書）]

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去のご病気やケガ、現在の健康状態、身体の障害状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者*4、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

*4 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）
a. 婚姻意思*5を有すること。
b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

*5 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等でも、その内容によってはお引受けすることがあります（お引受けできないことや、「特定疾病等不担保」という特別な条件をつけてご加入内容を制限してお引受けすることもあります。）。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*6から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*7。

●責任開始日*6から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*8（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。

*6 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*7 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

*8 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

〈前記以外で、保険金をお支払いできない場合〉

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

（例）「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2.クーリングオフ 注意喚起情報

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3.保険金受取人 注意喚起情報

［傷害補償］

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

*1 家族型補償（本人型以外）の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

4.現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意 注意喚起情報

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合や補償対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があります。
・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります（例えば、乗換えで新たにご加入の保険契約が「がん補償」である場合、保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約するとがんの補償のない期間が発生します。）。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1.通知義務等 注意喚起情報

［通知事項］

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

［その他ご連絡いただきたい事項］

●すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●所得補償
保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額の見直しについてご相談ください。

*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、171,000円となります。）。

*2 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

［ご加入後の変更］

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2.解約されるとき 契約概要 注意喚起情報

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。
*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3.保険の対象となる方からのお申出による解約 注意喚起情報

傷害補償・所得補償・医療補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4.満期を迎えるとき 契約概要

［保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合］

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

［更新後契約の保険料］

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

［補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合］

所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがありますので、ご注意ください。

［更新後契約の補償内容を拡充する場合］

所得補償、医療補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

［保険金請求忘れのご確認］

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

［更新加入依頼書等記載の内容］

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、

社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

［ご加入内容を変更されている場合］

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1.個人情報の取扱い 注意喚起情報

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2.ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3.保険会社破綻時の取扱い等 注意喚起情報

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
所得補償、医療補償、介護補償		

4.その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。 注意喚起情報

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、〈共同保険引受保険会社について〉をご確認ください。

5.事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、所得補償、医療補償等については30日以内に）《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。

●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
・東京海上日動の定める就業不能状況記入書
・東京海上日動の定める就業障害状況報告書
・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
・附加給付の支給額が確認できる書類
・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
・所得を証明する書類
・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者＊1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。

＊1 法律上の配偶者に限ります。

●保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。

1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

＜共同保険引受保険会社について＞

引受保険会社は以下のとおりです。引受割合につきましては、以下の通りです。

東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社）	72.0%
三井住友海上火災保険株式会社	13.3%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	9.9%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	4.8%

なお、医療補償、介護補償については、当社単独の引受けとなります。

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険　普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか東京海上日動ホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（http://www.sonpo.or.jp/）

ナビダイヤル 0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

東京海上日動安心110番（事故受付センター）

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
「東京海上日動安心110番」へ

“事故は119番－110番”

0120-119-110
携帯・PHS OK

受付時間：24時間365日

東京海上日動のホームページのご案内 ▶ www.tokiomarine-nichido.co.jp

ご加入内容確認事項【意向確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1.保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

□保険金をお支払いする主な場合
□保険期間
□保険の対象となる方
□保険金額、免責金額（自己負担額）
□保険料・保険料払込方法

2.加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入いただく補償に応じてご確認いただく事項】

確認事項	傷害補償	所得補償	医療補償	介護補償	左記以外の補償
□加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?	——	○	○	○	——
□加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか? ※各区分（AまたはB）に該当する職業例は下記のとおりです。 ○職種級別Aに該当する方： 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ○職種級別Bに該当する方： 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」（以上、6職種）	○	——	——	——	——
●『複数の方を保険の対象となる方とするタイプにご加入の場合のみ』ご確認ください。 □家族型補償（本人型以外）にご加入の場合、お子様が保険期間中に満23歳となった場合は、翌年度の更新契約から、そのお子様は保険の対象となる方の資格を失うことについてご確認いただきましたか?	——	——	○	——	——
□加入依頼書等の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか?	——	○	——	——	——
□保険金額は、平均月間所得額*1以下となっていますか?なお、保険金額の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。 *1「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。	——	○	——	——	——
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 □保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか? *2 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	——	○	○	○*2	——
□加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?	○	○	○	○	○

3.重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、ご説明させてください。

所得補償、医療補償、介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

※医療補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方（被保険者）ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方**ご自身がありのままにご記入**ください。*1
告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、
保険金を**お受け取りいただけない**ことがあります。*2

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。
介護補償のみに（追加）加入される場合、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方（被保険者）とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、
お引受けは次のA～Cのいずれか（介護補償については、AまたはC）になります。

A お引受けいたします（補償対象外となる病気・症状の設定はありません。）。
B 補償対象外となる病気・症状を設定のうえ、お引受けいたします（なお、更新時の補償内容アップの際に補償対象外となる病気・症状が設定された場合は、補償内容をアップされた部分だけでなく、従来よりご加入されている部分についてもその病気・症状は補償対象外となりますのでご注意ください。）。
C 今回はお引受けできません。
（*）詳細は告知書をご確認ください。

お申込み後、保険金請求時等に、
告知内容についてご確認させていただく場合があります。

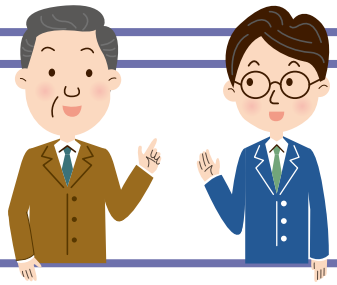

告知いただく内容例*3は次のとおりです。

1. **入院または手術の有無（予定を含みます）**
2. **告知書記載の特定の疾病に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含みます）の有無**
3. **過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける異常指摘の有無**

等

*3 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。
詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースもすべて告知が必要です。
- 現在、医師に手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の疾病について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。

ご注意ください **告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。**

- 新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書記載の注意喚起情報をご確認ください。
- 告知すべき内容を後日思い出された場合には、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 所得補償、医療補償、介護補償については、支払責任の開始する日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金お支払いの対象とならないことがあります（ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金お支払いの対象となります。なお、その場合でも、ご加入時に補償対象外に設定された病気・症状による就業不能や入院等については保険金お支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。）。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

用語のご説明

ケガ	「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 ＜急激かつ偶然な外来の事故（例）＞ ・スキー場で転倒し、骨折した。　・料理中にヤケドをした。 ・自宅の屋根を修理中に転落して打撲した。
急激	「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
偶然	「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
外来	「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病原因の作用でないこと」を意味します。
傷害	「傷害」とは、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（＊1）を含み、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のない傷害（＊2）を含みません。 （＊1）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。 （＊2）その症状の原因が何であるかによりません。
医学的他覚所見	「医学的他覚所見」とは、レントゲン検査、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
後遺障害	「後遺障害」とは、身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態であって、下記に該当するものをいいます。 ①普通保険約款基本条項別表に掲げる後遺障害 ②上記①に該当しない状態であっても、引受保険会社が、身体の障害の程度に応じて、後遺障害に相当すると認めたもの 具体的な後遺障害については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
入院	「入院」とは、医師等による治療（＊1）が必要であり、自宅等（＊2）での治療が困難なため、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に入り、常に医師等の管理下において治療（＊1）に専念することをいい、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のためのもの、入院治療を必要としない介護を主たる目的とするもの等は含みません。 （＊1）当会社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます。 （＊2）老人福祉法に定める有料老人ホームおよび老人福祉施設ならびに介護保険法に定める介護保険施設等を含みます。
入院保険金日額	「入院保険金日額」とは、ご加入されたコースまたはタイプの入院保険金日額をいいます。
治療	「治療」とは、医師等（＊1）による治療をいいます。ただし、被保険者が、医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。 （＊1）法令に定める医師および歯科医師または当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師をいいます。
公的医療保険制度の給付対象手術	「公的医療保険制度の給付対象手術」とは、健康保険等の手術料の対象となる手術のことです。健康保険等の手術料の対象となる手術であっても一部約款の規定により手術保険金の支払い対象外となる手術があります。詳しくは19、23ページ補償の概要等をご確認ください。
通院	「通院」とは、医師等による治療（＊1）が必要であり、病院等において、外来による診察、投薬、処置、手術その他の治療（＊1）を受けること（＊2）をいい、治療処置を伴わない薬剤および治療材料の購入、受け取りのみのもの等は含みません。 （＊1）当会社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます。 （＊2）医師等による往診を含みます。
免責金額	「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
携行品	「携行品」とは、被保険者が住宅（＊1）から一時的に持ち出されたまたは住宅（＊1）外において携行中もしくは住宅（＊1）外で取得し、住宅（＊1）に持ち帰るまでの間の被保険者所有の家財をいいます。ただし、補償対象外となる携行品（パンフレット20ページ記載）を除きます。 （＊1）被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地は含みません。その住宅が長屋または共同住宅の場合は、その占有部分および専用使用権のある部分に限ります。
受託品	「受託品」とは、被保険者が日本国内において受託した家財をいいます。ただし、補償対象外となる受託品（パンフレット21ページ記載）を除きます。
損壊	「損壊」とは、滅失（＊1）、破損（＊2）または汚損（＊3）をいいます。ただし、ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがある場合を除きます。 （＊1）滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取、横領を含みません。 （＊2）破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的、生物学的変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。 （＊3）汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

被保険者(保険の対象となる方について)

傷害補償

被保険者本人となり得る方

		個人コース	家族コース
①東京ガス(株)および系列会社の社員(役員・従業員)		●	●
②上記①のご家族※1	配偶者※3	●	●
	子供、両親、兄弟	●	●
	上記①と同居している親族	●	×

※1「家族」とは、配偶者、子供、両親、兄弟、および本団体の構成員と同居している親族をいいます。同居とは同一の家屋に居住することをいい、二世帯住宅で玄関・生活用設備を共有していない場合等は同居とはいいません。上記①が単身赴任等で配偶者・子供・両親・兄弟と別居されている場合は、お問い合わせください。

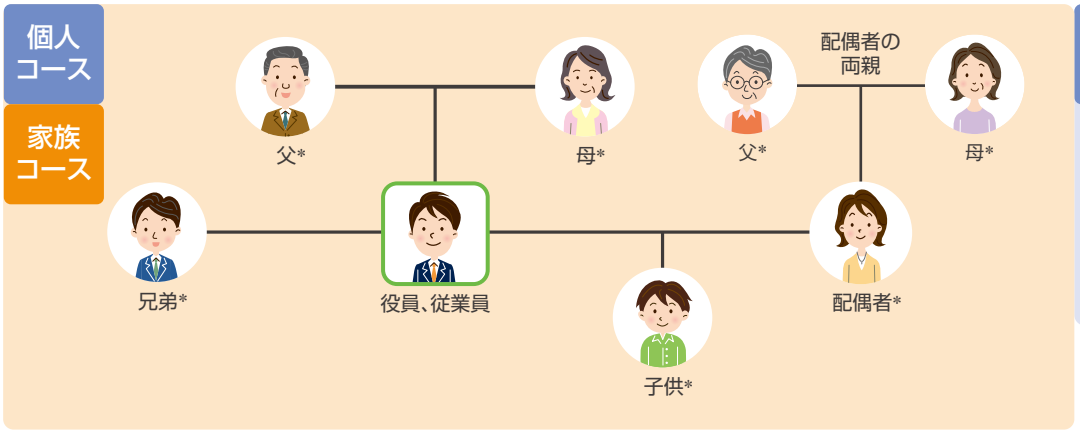

*配偶者、子供、両親、兄弟については、「同居」「生計を共にする」「血族か姻族か」を問わず被保険者本人となり得ます。

被保険者(保険の対象となる方)の範囲

		本人※2	配偶者※3	その他のご親族※4
傷害、携行品	個人コース	●	—	—
	家族コース	●	●	●
個人賠償責任※5		●	●	●
ホールインワン・アルバトロス費用		●	—	—

※2 被保険者本人とは上記「被保険者本人となり得る方」の中で実際にご加入いただいた保険の対象となる方(被保険者)ご本人をいいます。
※3 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。
①婚姻意思※6を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
※4 ご本人または配偶者の同居のご親族および別居の未婚のお子様をいいます。ご親族とは6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。
※5 賠償責任に関する補償において、本人※2が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます。(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)。
※6 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
*保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

傷害、携行品

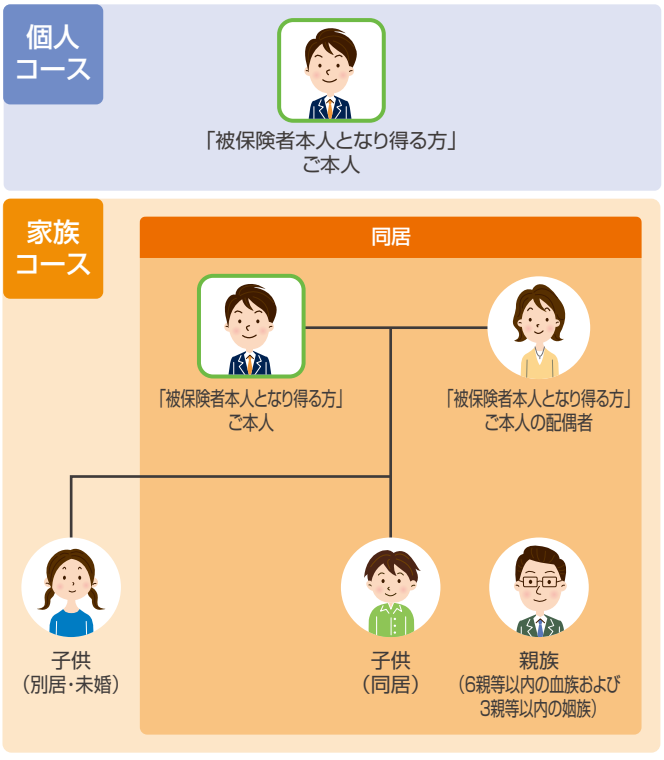

個人賠償責任

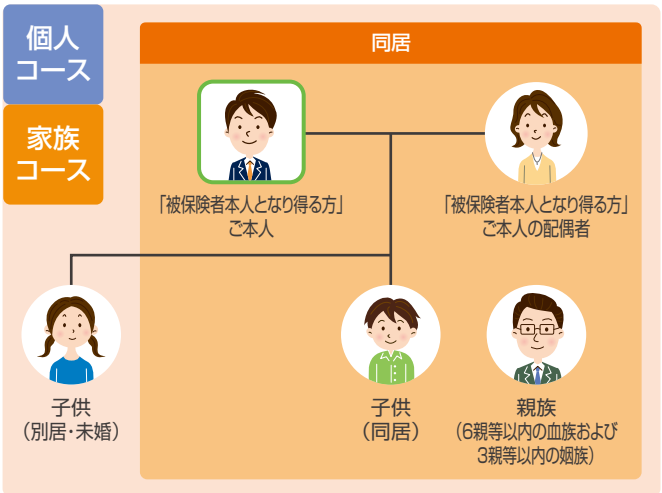

ホールインワン・アルバトロス費用

医療補償

被保険者本人となり得る方※7

		個人コース	家族コース
①東京ガス(株)および系列会社の社員(役員・従業員)		●	●
②上記①のご家族※1	配偶者※3	●	×
	子供、両親、兄弟	●	×
	上記①と同居している親族※8	●	×

※7 新規ご加入時年齢(保険期間開始時点の満年齢)が満5歳以上満60歳以下の方に限ります。また、更新の場合は、満64歳以下の方に限ります。ご本人※1の年齢(令和2年4月1日時点の満年齢)が満64歳を超えた場合は、配偶者※3、お子様※10についても、その年齢(令和2年4月1日時点の満年齢)にかかわらず、更新のお取り扱いはできませんので、ご了承ください。

被保険者(保険の対象となる方)の範囲

個人コース

「被保険者本人となり得る方」
ご本人

家族コース

役員、従業員

配偶者※9

子供※10

※8 6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)。
※9 新規ご加入時年齢(保険期間開始時点の満年齢)が満60歳以下で、かつ「本人の年齢+5」歳以下の方に限ります。死亡した場合や離婚等の理由によってご本人※1の配偶者でなくなった場合には、その事実が発生した時をもって保険の対象ではなくなります。
※10 本人のお子様で令和2年4月1日時点で満23歳未満の方。ご加入後、新たに出生されたお子様は自動的に被保険者の資格を得ます。なお、お子様については保険期間中に満23歳となった後、最初に到来する保険期間(ご契約期間)の末日をもって被保険者の資格を失います。満23歳を迎えたお子様については、翌年度の更新契約では、必要に応じて本人型へのご加入をご検討ください(本人型にご加入される場合には、改めて健康状態等の告知が必要です。)。また、あわせて23歳未満のお子様の人数に応じたご加入タイプの見直しをご検討ください。また、戸籍上の異動により、本人のお子様でなくなった場合は、その事実が発生した日をもって保険の対象ではなくなります。

介護補償

被保険者本人となり得る方

		医療補償の被保険者となり得る方	介護補償の被保険者となり得る方※11
①東京ガス(株)および系列会社の社員(役員・従業員)		●	● (40歳以上84歳以下)
②上記①のご家族※1	配偶者※3	●	● (40歳以上84歳以下)
	子、両親、兄弟	●	● (40歳以上84歳以下)
	上記①と同居している親族※8	●	● (40歳以上84歳以下)

※11 ご加入時年齢※12が満40歳以上満84歳以下で、加入依頼書等に介護補償の「保険の対象となる方(被保険者)」として記載された方が対象となります。
※12 保険期間開始時点(令和2年4月1日)の満年齢をいいます。

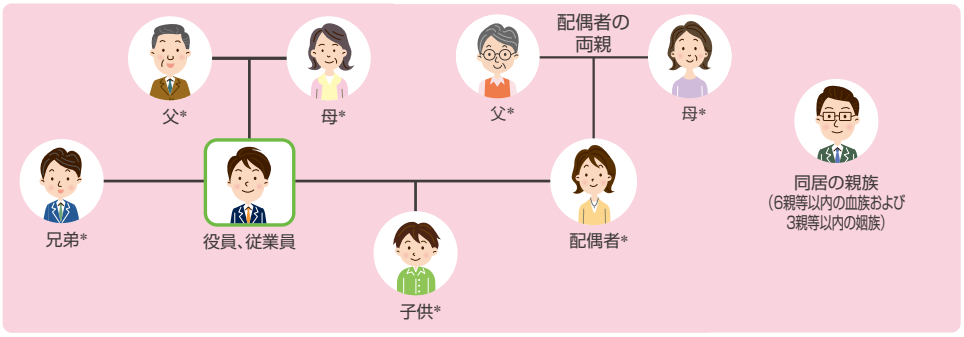

左図の範囲において1名が傷害補償と医療補償にセットで加入している場合に、どなたでも介護補償の被保険者とすることができます。(ただし40歳～84歳以下)医療補償と介護補償に加入できる方の範囲は同一ですが、満年齢によって加入できない場合もございます。

＊配偶者、子供、両親、兄弟については、「同居」「生計を共にする」「血族か姻族か」を問わず被保険者本人となり得ます。

介護補償に加入される場合は、傷害補償と医療補償に加入されている方が1名以上必要です。
(介護補償に加入される方以外でも可)この要件を満たす場合、介護補償加入者の人数は問いません。

所得補償

被保険者本人となり得る方

		所得補償の被保険者となり得る方※13
①東京ガス(株)および系列会社の社員(役員・従業員)		●
②上記①のご家族※1	配偶者※3	×
	子供、両親、兄弟	×
	上記①と同居している親族※8	×

※13 ご加入時年齢が満15歳以上満64歳以下の方に限ります。

「被保険者本人となり得る方」
ご本人

団体総合生活保険 T-Guard にご加入の皆様へ

加入対象者（加入依頼書の被保険者欄にご記入いただく方）

補償種類	個人コース			家族コース		
	本人※1	配偶者※6、お子様、両親、兄弟	その他のご親族※2	本人※1	配偶者※6、お子様、両親、兄弟	その他のご親族※2
傷害補償（ゴルファー補償含む）	●	●	●	●	●	—
	本人※1	配偶者※6、お子様、両親、兄弟	その他のご親族※2	本人※1	配偶者※6	お子様
医療補償※4	●	●	●	●※3	—	—
介護補償	●	●	●	—	—	—
	本人※1		配偶者※6		その他のご親族※2	
所得補償	●		—		—	

※1 本人とは東京ガス（株）及び系列会社の社員（役員・従業員）ご本人をいいます。対象となる系列会社の範囲につきましては、取扱代理店までご照会ください。
※2 ご本人と同居されているご親族をいいます。ご親族とは6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。
※3 医療補償にご加入される場合は、加入依頼書の被保険者欄に必ずご本人を記入してください。（本人の配偶者を記入することはできませんのでご注意ください。）
※4 保険期間開始時（令和2年4月1日）の満年齢が満5歳以上60歳以下の方に限ります。また、更新の場合は、満64歳以下の方に限ります。

補償対象者（コースにより保険の対象となる方または補償の対象となる方が異なります）

補償種類		個人コース			家族コース		
		ご加入者本人※5	配偶者※6	その他のご親族※7	ご加入者本人※5	配偶者※6	その他のご親族※7
傷害補償	傷害補償	●	—	—	●	●	●
	個人賠償責任※10	●	●	●	●	●	●
	携行品	●	—	—	●	●	●
	ホールインワン・アルバトロス	●	—	—	●	—	—
		ご加入者本人※5	配偶者※6	その他のご親族※7	ご加入者本人※5	配偶者※6	お子様
医療補償※11	疾病医療補償	●	—	—	●	●※8	●※9
		ご加入者本人※5		配偶者※6		その他のご親族※7	
介護補償		●		●		●	
所得補償		●		—		—	

※5　ご加入者本人とは上記「加入対象者」の中で実際にご加入いただいた各人をいいます。
※6　婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。
①婚姻意思※12を有すること　②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
※7　ご本人または配偶者の同居のご親族および別居の未婚のお子様をいいます。ご親族とは6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。この続柄は傷害および損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。
※8　新規ご加入時年齢（保険期間開始時点の満年齢）が満60歳以下で、かつ「本人の年齢＋5」歳以下の方に限ります。死亡した場合や離婚等の理由によってご本人※1の配偶者でなくなった場合には、その事実が発生した時をもって保険の対象ではなくなります。
※9　本人のお子様で令和2年4月1日時点で満23歳未満の方。ご加入後、新たに出生されたお子様は自動的に被保険者の資格を得ます。なお、お子様については保険期間中に満23歳となった後、最初に到来する保険期間（ご契約期間）の末日をもって被保険者の資格を失います。満23歳を迎えたお子様については、翌年度の更新契約では、必要に応じて本人型へのご加入をご検討ください（本人型にご加入される場合には、改めて健康状態等の告知が必要です。）。また、あわせて23歳未満のお子様の人数に応じたご加入タイプの見直しをご検討ください。また、戸籍上の異動により、本人のお子様でなくなった場合は、その事実が発生した日をもって保険の対象ではなくなります。
※10 賠償責任に関する補償において、ご加入者本人※5が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます。（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。
※11 ご本人※1の年齢（令和2年4月1日時点の満年齢）が満64歳を超えた場合は、配偶者※8、お子様※9についても、その年齢（令和2年4月1日時点の満年齢）にかかわらず、更新のお取り扱いはできませんので、ご了承ください。
※12 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

ご加入内容に関する大切なお知らせ

＊現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします。
現在ご加入の方につきましては表紙記載の申込締切日までにご加入者の方からの特段のお申し出または引受保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、引受保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段の加入手続きは不要です。
また、更新時には、医療補償・介護補償、所得補償は保険料が年齢等により変更となったり、健康状態や年齢等により保険会社側から加入をお断りすることがありますので、ご了承ください。その他ご不明な点等ございましたら、取扱代理店東京ガスリース（株）までご連絡ください。

ご加入内容をご確認ください。

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。
また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、変更がある場合は、取扱代理店東京ガスリース（株）までご連絡ください。

●この保険契約は、東京ガス（株）を保険契約者とする団体契約となり、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として東京ガス（株）が有します。
●このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、取扱代理店までご連絡ください。
●取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

お問い合わせ先

〈取扱代理店〉
東京ガスリース株式会社 保険部
東京都新宿区西新宿3-7-1
TEL.03-5322-7114
FAX.03-5322-7143

〈引受保険会社〉
[幹事会社]
東京海上日動火災保険株式会社
[担 当 課]
本店営業第二部　営業第三課
TEL.03-5223-3178
FAX.03-5223-3180

令和1年10月作成 19-T03698